

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 予防係
不 利 益 処 分 名	防災管理点検報告の虚偽等表示除去・消印命令
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第36条第6項において準用する第8条の2の2第4項
連 絡 先	(電話 656 - 1193)
処 分 基 準	<p>消防法第36条第4項の表示について同条第6項において準用する同法第8条の2の2第4項</p> <p>消防長又は消防署長は、防火対象物で第2項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができる。</p> <p>「徳島市火災予防違反処理規程（平成15年12月26日施行）」第17条及び別表第1の基準による。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）